

低放射性液体廃棄物の処理、貯蔵に係る業務請負

請負契約仕様書

目 次

1. 業務目的	1
2. 契約範囲	1
3. 対象設備の概要	1
4. 実施場所	2
5. 実施期日等	3
6. 業務内容等	4
7. 受注者と機構の主な役割分担	9
8. 実施体制及び業務に従事する標準要員数	11
9. 業務に必要な資格等	12
10. 支給品、貸与品等	13
11. 提出図書	13
12. 検収方法等	14
13. 産業財産権等	14
14. 本業務開始時及び終了時の業務引継ぎ	14
15. 検査員及び監督員	14
16. 品質保証	14
17. グリーン購入法の推進	15
18. 特記事項	15

添付資料

別紙1 産業財産権特約条項

別紙2 核物質防護情報特約条項

別紙3 主要作業要領書等一覧

1. 業務目的

本仕様書は、日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）核燃料サイクル工学研究所 TRP 廃止措置技術開発部 液体処理課において、低放射性液体廃棄物の受入、処理、貯蔵及びこれに付随する業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

受注者は本仕様書に示す基本的な要件を満たしたうえで、施設及び設備の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、本業務を実施する。また、受注者の裁量、責任及び負担において計画立案し、本業務を実施するものとする。

2. 契約範囲

(1) 低放射性液体廃棄物の処理、貯蔵に係る業務

- イ. 低放射性液体廃棄物の処理施設の運転・保守に係る業務
- ロ. 低放射性液体廃棄物の処理施設の監視・点検業務及び施設の維持・保全に係る業務
- ハ. 予防保全に係る業務
- ニ. 定期自主検査に係る業務
- ホ. 官庁検査に係る業務の助勢
- ヘ. 資料作成及びデータ整理業務

(2) 品質保証に係る業務

- イ. 品質保証に係る業務の助勢

(3) 上記(1), (2)に付随する作業で機構との協議により定められた作業

3. 対象設備の概要

(1) 低放射性液体廃棄物の処理、貯蔵に係る業務

イ. 廃棄物処理場

当該施設は、分離精製工場等から発生する低放射性廃液を受入れ、蒸発濃縮処理又は凝集沈殿処理、ろ過処理を行う施設である。業務に係る設備は、貯槽、蒸発缶、凝集沈殿処理装置、サンドフィルタ、試薬供給設備、サンプリングベンチ（グローブボックスを含む）、送液装置及び換気設備等である。

ロ. 第二低放射性廃液蒸発処理施設

当該施設は、低放射性廃液を蒸発濃縮処理する施設であり、業務に係る設備は貯槽、蒸発缶、グローブボックス、送液装置及び換気設備等である。

ハ. 第三低放射性廃液蒸発処理施設

当該施設は、低放射性廃液の蒸発濃縮処理及び処理済廃液を中和処理する施設であり、業務に係る設備は貯槽、蒸発缶、中和処理設備、試薬供給設備、グローブボックス、送液装置及び換気設備等である。

ニ. 放出廃液油分除去施設

当該施設は、処理済廃液中の油分を除去処理及び海洋放出する施設であり、業務に係る設備は貯槽、サンドフィルタ、活性炭吸着塔、サンプリング設備、送液装置及び換気設備等である。

ホ. 廃溶媒処理技術開発施設

当該施設は、廃溶媒をドデカンと TBP に分離し回収、固化する施設であり、業務に係る設備は貯槽、蒸発缶、吸着塔、試薬供給設備、ドラム缶ハンドリング設備、グローブ

ボックス、送液装置及び換気設備等である。

ヘ. スラッジ貯蔵場

当該施設は、スラッジ及び廃溶媒を貯蔵する施設であり、業務に係る設備は貯槽及び送液装置等である。

ト. 第二スラッジ貯蔵場

当該施設は、スラッジ、廃砂・廃樹脂及び低放射性濃縮廃液を貯蔵する施設であり、業務に係る設備は貯槽、送液装置及び換気設備等である。

チ. 廃溶媒貯蔵場

当該施設は、廃溶媒を貯蔵する施設であり、業務に係る設備は貯槽、送液装置及び換気設備等である。

リ. 低放射性濃縮廃液貯蔵施設

当該施設は、低放射性濃縮廃液及びリン酸廃液を貯蔵する施設であり、業務に係る設備は貯槽、送液装置及び換気設備等である。

4. 実施場所

本仕様書に定める業務を実施する場所は、以下のとおりとする。

茨城県那珂郡東海村村松 4-33

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 TRP 廃止措置技術開発部

- (1) 廃棄物処理場【放射線管理区域 有】
- (2) 第二低放射性廃液蒸発処理施設【放射線管理区域 有】
- (3) 第三低放射性廃液蒸発処理施設【放射線管理区域 有】
- (4) 放出廃液油分除去施設【放射線管理区域 有】
- (5) 廃溶媒処理技術開発施設【放射線管理区域 有】
- (6) スラッジ貯蔵場【放射線管理区域 有】
- (7) 第二スラッジ貯蔵場【放射線管理区域 有】
- (8) 廃溶媒貯蔵場【放射線管理区域 有】
- (9) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設【放射線管理区域 有】
- (10) 共同溝【放射線管理区域 無】
- (11) 資材庫【放射線管理区域 無】
- (12) 居室【放射線管理区域 無】
- (13) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場【放射線管理区域 有】*火報吹鳴時の現場点検のみ
- (14) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場【放射線管理区域 有】*火報吹鳴時の現場点検のみ
- (15) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫【放射線管理区域 有】*火報吹鳴時の現場点検のみ
- (16) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設【放射線管理区域 有】*火報吹鳴時の現場点検のみ
- (17) アスファルト固化処理施設【放射線管理区域 有】*火報吹鳴時の現場点検のみ
- (18) アスファルト固化体貯蔵施設【放射線管理区域 有】*火報吹鳴時の現場点検のみ
- (19) 第二アスファルト固化体貯蔵施設【放射線管理区域 有】*火報吹鳴時の現場点検のみ
- (20) 一般廃棄物処理建家【放射線管理区域 無】*火報吹鳴時の現場点検のみ
- (21) 管理器材保管庫【放射線管理区域 無】*火報吹鳴時の現場点検のみ

- (22) 焼却施設【放射線管理区域 有】*火報吹鳴時の現場点検のみ
- (23) 低放射性廃棄物処理技術開発施設【放射線管理区域 無】*火報吹鳴時の現場点検のみ
- (24) その他、総括責任者と事前に協議して定めた場所（なお、総括責任者と事前に協議して定めた場所にて業務を行うことにより発生した出張経費は、契約書別紙に基づき支払う。）

※：構内配置図、建家平面図、外観写真、グローブボックス等の配置については、核物質防護の観点から開示制限情報を含むため、受注者の要求により提供する。

5. 実施期日等

本仕様に定める業務は下記の期間及び時間で実施することとする。

ただし、機構監督員及び総括責任者の双方協議により、下記(1)但し書きに定める日及び(2)に定める時間以外（以下「定常外」という。）において、本仕様の範囲内の業務を実施することができる。

(1) 実施期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。ただし、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他機構が特に指定する日を除く。

なお、但し書きに定める日に行う交替勤務及び巡回点検（以下、「休日巡回点検」という。）についてはこの限りではない。

本業務は、年度単位で実施・完了させる業務を3ヶ年契約として契約するものである。

交替勤務を実施する場合には、交替勤務体制について、機構監督員及び総括責任者の双方協議により決定する。

(2) 標準実施時間

①平日日勤

本業務は、原則として8:30～17:00の間に行うものとするが、あらかじめ機構と受注者で協議して変更できるものとする。なお、変更内容は実施要領書に定めるものとする。

定常外において、6.2項に定める定常外業務を行うことにより発生した経費は、契約書別紙に基づき支払う。

②交替勤務

交替勤務は原則として次の時間帯に実施する。

1直： 8:30～17:00
2直： 16:30～1:00
3直： 0:30～9:00

※1：低放射性液体廃棄物処理施設の監視・点検業務においては、年間を通して1班2名の4班体制で、交替勤務を行う。期間は、令和8年4月1日～令和11年3月31日とする。

※2：低放射性液体廃棄物の処理に係る業務においては、業務の都合により年に数回、月

曜日から金曜日の2直までの5日間を処理工程の運転に応じた人員を配置し、3班体制の交替勤務で行うこととし、勤務編成は機構と協議のうえ実施する。金曜日の2直は、16時30分～22時30分とする。但し、低放射性液体廃棄物の処理施設の監視・点検業務に携わる者を除く。

※3：交替勤務を実施する場合、受注者は機構と協議の上、事前に交替勤務表を提出すること。

※4：交替勤務を行うことによる標準人員の変更はない。

※5：上記※2の業務を行うことにより発生する交替勤務手当は、契約書別紙に基づき支払う。

6. 業務内容等

本業務を実施するに当たっては、受注者は予め業務の分担、人員の配置、業務スケジュール、実施方法等について、実施要領を定め機構の確認を受けた上で、本仕様書に定める事項の他、運転要領書、点検要領書、機器取扱説明書、作業要領書を十分理解し本業務を実施すること。

なお、本業務実施中において、異常が認められた時は、直ちに機構に連絡するとともに、応急処置を行うこと。

6.1 定常業務

(1) 低放射性液体廃棄物の処理、貯蔵に係る業務

①VV 業務

作業項目	作業内容及び作成資料等	作業時期※
<p>イ. 低放射性液体廃棄物の処理施設の監視・点検業務及び施設の維持・保全に係る業務</p> <p>①制御盤監視及び②現場巡視点検は、4班3交替制、1班2名 【対象施設】 AAF, E, Z, C, LW, LW2, WS, ST, LWSF *他課所掌施設で火災警報吹鳴時に現場点検を行う施設は以下のとおり 1LASWS, 2LASWS, HASWS, 2HASWS, ASP, AS1, AS2, 一般廃棄物処理建家、管理器材保管庫, IF, LWTF</p>	<p>(1)制御盤監視・現場巡視点検に係る業務</p> <p>①現場巡視点検（核物質防護設備の点検含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設 ・ログシート、操作保守記録、現場巡視点検記録、操業日報、作業手順書（実施記録）、KY 実施記録 ・現場巡視点検エリアに設置されている核物質防護設備について、設備の状態を点検記録に記録する <p>②制御盤監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各指示計、記録計の指示値及び注意灯の状況等の監視 ・指示値の変化状況に応じた対応 <p>③異常時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設で火災警報が吹鳴した場合、現場点検及び当直長への通報を実施（また、火災発見時は当直長への通報及び初期消火等を実施） ・AAF 制御室の他課所掌の監視盤において警報類が吹鳴した際の通報連絡（現場点検等実働を伴う場合には別途、機構と協議する） 	<p>年間（土日・休日含む）</p> <p>休日・夜間</p>

②日勤業務

作業項目	作業内容及び作成資料等	作業時期※
イ. 低放射性液体廃棄物処理施設の運転・保守に係る業務 (4名程度の運転体制)	(イ) 運転に係る業務 ・「低放射性廃液第一・二・三蒸発濃縮処理工程」、「ろ過処理工程」、「中和処理工程」、「油分除去処理工程」、「海洋放出工程」、「スラッジ貯蔵工程」及び「低放射性濃縮廃液貯蔵工程」等の初期条件チェック、工程運転 ・操作保守記録、OSCL（実施記録）、作業手順書（実施記録）、ログシート、KY 実施記録 【対象工程】 「低放射性廃液第一・二・三蒸発濃縮処理工程」、「ろ過処理工程」、「中和処理工程」、「油分除去処理工程」、「海洋放出工程」、「スラッジ貯蔵工程」、「低放射性濃縮廃液貯蔵工程」等	15日/月
	(ロ) 工程管理に係る業務 ・制御盤及びCRT等による各工程の運転状況等の監視 ・日常点検記録類の作成 ・運転データの整理 ・ログシート、操作保守記録、現場巡視点検記録、操業日報、KY 実施記録、作業要領書、運転計画の作成 (ハ) 運転計画に係る業務 ・四半期計画書、報告書作成の助勢	15日/月 1回/四半期
ロ. 低放射性液体廃棄物の処理施設の監視・点検業務及び施設の維持・保全に係る業務	(イ) 保守作業に係る業務 ・保守作業 ①低放射性固体廃棄物仕掛品の回収・搬出 ②よう素フィルタ、カートリッジ交換作業 ③機器・部品類の交換作業 ④施設・設備の補修 ⑤施設・設備の点検・補修に係る保安立会 ⑥現場安全巡視 ⑦各施設槽類換気プロワの切替作業 ⑧使用済みアンバー用カバーオールの管理 ⑨共同溝(T20トレンチ)内V LAW配管(二重管)の漏洩確認の助勢作業 ⑩水平展開に伴う施設及び機器等の調査点検 ⑪計装配管の詰まり除去作業 ⑫運転計画に基づく廃液処理計画表の作成 ⑬計画停電時の処置及び点検 ⑭pHポット内洗浄作業 ・①から⑭の作業、点検、立会にて作成する資料は、各点検、作業、立会の記録又は作業報告書 ・労働安全衛生法及び法規に基づく点検 ①クレーン等の点検 ②第二種圧力容器の定期自主検査 ③玉掛け用具の定期自主検査 ④ヘルメットの点検 ⑤塩ビ配管類の健全性確認 ⑥電気用具の点検 ⑦墜落防止用器具の点検 ⑧作業環境測定 ⑨酸素濃度測定器点検 ⑩特定化学設備の点検 ⑪第一種特定製品簡易点検	1回/月 1回/週 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/年 1回/3カ月 1回/月 1回/週 4回/年 1回/月 1回/月 1回/年 1回/月 1回/年 1回/半年 1回/半年 1回/半年 1回/半年 1回/年 1回/半年 1回/半年 1回/半年 1回/半年 1回/半年 1回/2年 1回/四半期
ロ. 低放射性液体廃棄物の処理施設の	・①から⑪までの点検、巡視にて作成する資料等は、各点検、作業報告書	

作業項目	作業内容及び作成資料等	作業時期※
監視・点検業務及び施設の維持・保全に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法に基づく点検 <ul style="list-style-type: none"> ①消火器・消火栓の点検立会 ②自動火災報知器の点検立会 ③危険物貯蔵等の巡回点検 ④水噴霧消火設備(AAF R022, R023)の点検 ⑤炭酸ガス消火設備(318V10, V11)の点検 ・①から⑤の点検にて作成する資料等は、各点検、作業報告書 ・高圧ガス保安法に基づく点検 <ul style="list-style-type: none"> ①ST 施設炭酸ガス消火設備の点検 <ul style="list-style-type: none"> ・炭酸ガス消火設備点検記録 ・建築基準法に基づく点検 <ul style="list-style-type: none"> ①ダムウェータの点検立会 ・機構内規に基づく点検 <ul style="list-style-type: none"> ①再処理施設保安規定に基づく点検 <ul style="list-style-type: none"> i)呼吸保護具及び防護類の点検 ii)施錠弁の点検 ②安全作業基準に基づく点検 <ul style="list-style-type: none"> i)グローブ、ビニールバッグの点検 ii)配管カバーの点検 iii)溶液移送設備の点検 iv)汚染物品の保管状況点検 ③放射線管理基準に基づく点検 <ul style="list-style-type: none"> i)身体除染箱の点検 ii)緊急保安用品の点検 iii)管理区域内空間線量率の測定 iv)サーベイメータ点検 ④放射性廃棄物の点検に係る改善方針に基づく点検 ⑤部規則に基づく点検 <ul style="list-style-type: none"> i)構築物の点検 ii)予備品の在庫調査 iii)共同溝の点検 iv)液位計、温度計、密度計、温度記録上限緊急操作装置等の点検 v)煙道ガス測定器の点検 vi)供用期間中の検査：(回転機器、塔槽類、ドリップトレイ、ドリップトレイ送液装置) vii)バルジ等の検査 viii)水噴霧消火設備の検査(U328) ⑥水平展開に基づく点検 <ul style="list-style-type: none"> i)スチームトラップの点検 ii)非常用扉の点検 iii)フロート式液位計駆動部点検 iv)ST 施設内保管リン酸量の確認 v)手摺等の点検 vi)排気ダクトの点検 vii)槽類換気系排風機据付状態の点検 viii)フロアドレン水封点検 ix)浄水系ステンレス鋼配管の洗浄作業 x)硝酸を含んだ気体系配管の点検 	<ul style="list-style-type: none"> 1回/半年 1回/半年 1回/週 1回/半年 1回/半年 1回/日 1回/四半期 1回/半年 1回/年 1回/四半期 1回/月 1回/半年 1回/月 1回/四半期 1回/半年 1回/月 1回/日 1回/月 1回/年 1回/四半期 1回/年 1回/月 1回/年 1回/月 1回/年 2回/年 1回/年 1回/年 1回/半年 1回/四半期 1回/年 1回/週 1回/半年 1回/半年 1回/年 1回/週 1回/年 1回/年

作業項目	作業内容及び作成資料等	作業時期※
ハ. 定期自主検査に係る業務	機構の規定、基準に定める施設定期自主検査及び関係法令等に定める定期自主検査に係る業務 ①施設定期自主検査（月例） ②施設定期自主検査（年次） ③施設定期自主検査（計器校正） ④施設定期自主検査（建家・構築物） ・施設定期自主検査記録等	1回/月 1回/年 1回/年 1回/年
ニ. 官庁検査に係る業務の助勢	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律や、労働安全衛生法に基づき実施される官庁の行う検査に係る業務 ①一般高圧ガス製造設備定期自主検査の助勢	1回/年
ホ. 資料作成及びデータ整理業務	(イ) 各種点検記録、報告書の作成及び各検査データの整理 (ロ) 特殊放射線作業計画書・報告書の作成 (ハ) 作業計画書の作成 (ニ) 機器の点検、交換及び工事等に係る必要な資料の作成 (ホ) 主管文書（運転要領書等）の定期見直し、改訂	3回/月 10回/年 2回/年 5回/年 2回/年

※：作業時期はこれまでの作業実績に基づく目安である。

（2）品質保証に係る業務

作業項目	作業内容及び作成資料等	作業時期※
イ. 品質保証に係る業務の助勢	(イ) 教育・訓練に関する報告書等の作成 ・教育・訓練実施報告書、教育訓練参加者名簿、教育管理表、資格認定書等 (ロ) 課内規則の改訂手続き業務 ・課内規則、運転要領書、文書レビュー報告書、文書レビューチェックシート等 (ハ) 各種監査準備（原子力安全監査、内部監査） ・監査のチェックシート (ニ) 各種報告、申請手続きの業務 ・検査員等資格認定リスト、業務の実施状況のレビュー、事故対応資機材の点検記録、品質目標リスト、活動目標リスト等 (ホ) 品質記録の管理業務 ・品質記録の保管延長承認書 (ハ) 品質保証活動の維持・改善及び労働安全/環境マネジメントに係る業務 ・チームリーダ会議への参加 ・品質記録の管理 (ト) 原子力施設の異常発生等に伴う水平展開事項、行政指導等により技術検討又は調査等が必要な対応 ・水平展開に関する調査、資料作成の助勢	1回/日 8回/月 2回/年 5回/月 5回/月 1回/週 2回/年 5回/年

作業項目	作業内容及び作成資料等	作業時期※
	(チ) 教育・訓練の受講、課会への参加 ・定期、不定期教育・訓練 ・課会	2回/月 1回/月

※：作業時期はこれまでの作業実績に基づく目安である。

(3) 上記(1), (2)に付随する作業で機構との協議により定められた作業

作業項目	作業内容及び作成資料等	作業時期
機構との協議により定められた業務	(イ) 機構監督員及び総括責任者の協議により決定した業務 ・作業計画書、作業報告書	協議により定められた時期

6.2 定常外業務

- (1) トラブル発生時の対応（各施設において、トラブル等緊急を要する対応が必要となった場合）
- (2) 地震等の災害発生時の対応（その他災害時の対応）

7. 受注者と機構の主な役割分担

機構は全ての業務について、総括責任者と作業全般に係る協議・調整、作業の安全確保上必要な指導・助言を行う。

7.1 定常業務

(1) 低放射性液体廃棄物の処理、貯蔵に係る業務

①VV 業務

業務内容	業務細目	受注者	機構
イ. 低放射性液体廃棄物の処理施設の監視・点検業務及び施設の維持・保全に係る業務	(イ) 制御盤監視・現場巡回点検に係る業務	・監視、現場巡回の実施	・実施結果の確認 ・結果に基づく作業指示

②日勤業務

業務内容	業務細目	受注者	機構
イ. 低放射性液体廃棄物の処理施設の運転・保守に係る業務	(イ) 運転に係る業務	・運転業務の実施	・作業計画の提示 ・作業の安全確保に必要な指導・助言
	(ロ) 工程管理に係る業務	・工程管理の実施	・作業の安全確保に必要な指導・助言
ロ. 低放射性液体廃棄物の処理施設の監視・点検業務及び施設の維持・保全に係る業務	(イ) 保守作業に係る業務 ・保守作業	・規定、要領、マニュアルに基づく点検、保守の実施	・作業の安全確保に必要な指導・助言 ・実施結果の確認 ・結果に基づく作業指示
	・労働安全衛生法及び法関連に基づく点検	・点検の実施	・実施結果の確認 ・結果に基づく作業指示
	・消防法に基づく点検	・点検の保安立会	・実施結果の確認 ・結果に基づく作業指示

業務内容	業務細目	受注者	機構
ハ. 定期自主検査に係る業務	・高压ガス保安法に基づく点検	・点検の実施	・実施結果の確認 ・結果に基づく作業指示
	・建築基準法に基づく点検	・ダムウェータのメーカー点検の保安立会	・立会結果の確認
	・機構内規に基づく点検	・点検の実施	・実施結果の確認 ・結果に基づく作業指示
	・自主点検	・点検、補修作業の実施	・実施結果の確認 ・結果に基づく作業指示
ニ. 官庁検査に係る業務の助勢	(イ) 機構の規定、基準に定める施設定期自主検査及び関係法令等に定める定期自主検査に係る業務	・施設定期自主検査の実施 ・施設定期自主検査記録の作成	・施設定期自主検査記録の確認
ホ. 資料作成及びデータ整理業務	(イ) 各種点検記録、報告書の作成及び各検査データの整理	・各種点検記録の作成 ・各検査データの整理 ・報告書の作成	・各種点検記録の確認 ・検査データの確認 ・報告書の確認
	(ロ) 特殊放射線作業計画書・報告書の作成	・特殊放射線作業計画書の作成 ・特殊放射線作業報告書の作成	・特殊放射線作業計画書の確認、上覧 ・特殊放射線作業報告書の確認、上覧
	(ハ) 作業計画書の作成	・作業計画書の作成 ・作業報告書の作成	・作業計画書の確認 ・作業報告書の確認
	(ニ) 機器の点検、交換及び工事等に係る必要な資料の作成	・機器の点検、交換要領書(手順書)の作成	・機器の点検、交換要領書(手順書)の確認
	(ホ) 主管文書(運転要領書等)の定期見直し、作成	・主管文書(運転要領書等)の定期見直し、作成	・作成方針の指示 ・主管文書(運転要領書等)の確認
	(ヘ) その他必要な資料の作成	・各種作業記録の作成、整理	・作業記録の確認

(2) 品質保証に係る業務

業務内容	業務細目	受注者	機構
イ. 品質保証に係る業務の助勢	(イ) 教育・訓練に関する報告書等の作成業務	・教育・訓練に関する報告書等の作成	・教育・訓練に関する教育計画の作成、報告書等の確認
	(ロ) 課内規則の改訂手続き業務	・課内規則の新規登録、改訂手続き、整備、台帳改訂	・規則の確認

業務内容	業務細目	受注者	機構
	(ハ)各種監査準備(原子力安全監査、内部監査)	・監査資料の準備、助勢	・監査資料の内容確認、対応
	(ニ)各種報告、申請手続きの業務	・各種報告、申請手続き書類の作成	・各種報告、申請手続き書類確認
	(ホ)品質記録の管理業務	・品質記録の管理	・品質記録管理状況確認 ・確認に基づく作業指示
	(ハ)品質保証活動の維持・改善及び労働安全/環境マネジメントに係る業務	・チームリーダ会議への参加 ・品質記録・図書の管理に係る調査、報告の作成	・品質記録・図書の管理に係る調査、報告の確認
	(ト)原子力施設の異常発生等に伴う水平展開事項、行政指導等により技術検討又は調査等が必要な対応	・調査の助勢	・報告書の確認
	(チ)教育・訓練の受講、課会への参加等	・教育実施後の報告書作成 ・課会への参加	・教育報告書の確認

(3) 上記(1), (2)に付随する作業で機構との協議により定められた作業

業務内容	業務細目	受注者	機構
上記に付随する作業で機構との協議により定められた作業	(イ)機構監督員及び総括責任者の協議・調整により定められた作業	・機構監督員及び総括責任者の協議・調整により定められた作業の実施	・作業の安全確保に必要な指導・助言

7.2 定常外業務

業務内容	業務細目	受注者	機構
定常外業務	(イ)事故、災害等が発生した場合の対応	・事故、災害が発生した場合の対応	・作業の安全確保に必要な指導・助言 ・指示書の作成
	(ロ)事故、災害等が発生するおそれのある場合の対応(その他災害時の対応を含む)	・施設、設備の点検	・作業の安全確保に必要な指導・助言 ・指示書の作成

8. 実施体制及び業務に従事する標準要員数

受注者は、機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、機構の関係法令及び規定等を遵守し安全性に配慮し、業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

(1) 実施体制

受注者は、業務を確実に実施できるよう以下に示す体制をとること。

- 1) 総括責任者及び代理者を選任すること。
- 2) 総括責任者及び代理者は、次の任務に当たらせること。
 - ① 受注者の従事者の労務管理（要員の人員調整を含む）及び作業上の指揮命令
 - ② 本契約業務遂行に関する機構との連絡及び調整
 - ③ 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項
- 3) 総括責任者は、常時連絡をとれる状態とすること。
- 4) 4 項に記載の実施場所に必要な要員を常駐させること。
- 5) 事故、災害等が発生した場合に迅速な原因究明、復旧の対応がとれる総合的な体制を有していること。

(2) 業務に従事する標準要員数

22名 程度（年間の業務量）*

日勤 14名（年間の業務量）*

交替勤務 8名（年間の業務量）*

*: 4 項に定める実施場所に常駐して業務を実施する業務量を標準要員数（目安）として記載。要員の配置等については、日々常に業務の完全な履行をなし得るように適切な役割の要員を配置し、実施すること。

また、本件に従事する要員について、やむを得ず要員を交代させる場合は、事前に機構に届出、確認を受けるものとする。

9. 業務に必要な資格等

受注者は、本業務に従事する要員について、令和8年4月1日より6項に示す業務内容等が遂行できるよう必要な教育訓練及び申請手続きを終了すること。また、受注者は、本業務を実施するに当たり下記の法定資格者等を配置又は選任すること。なお、資格者は重複しても構わないこととする。

(1) 低放射性液体廃棄物の処理、貯蔵に係る業務

業務に必要な資格として以下の免許、免状等を所有した人員を確保すること。

- (イ) 放射線業務従事者 : 全員
- (ロ) クレーンの運転業務に関する安全衛生特別教育修了 : 3名以上
- (ハ) 玉掛け技能講習修了 : 6名以上
- (ニ) フォークリフト運転技能講習修了 : 3名以上
- (ホ) 危険物取扱者（乙種第4類又は甲種資格取得） : 3名以上
- (ヘ) 有機溶剤作業主任者技能講習修了 : 3名以上
- (ト) 足場の組立て等作業主任者技能講習修了 : 3名以上
- (チ) 酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了 : 3名以上
- (リ) 普通自動車運転免許 : 2名以上
- (ヌ) 機構の実施する「グローブボックスの認定制度」の講習を受講しており、その認定を有する者 : 5名以上
- (ル) 機構の実施する「現場責任者(年間請負側)」、「現場分任責任者(年間請負側)」、作業担当者(年間請負側)」、「設備保安担当者(年間請負側)」の講習を受講しており、その認定を有する者。

- ・現場責任者：3名以上、現場分任責任者：3名以上、作業担当者3名以上、設備保安担当者：3名以上

10. 支給品、貸与品等

(1) 支給品

- イ. 電気、蒸気、水
- ロ. 施設の運転、保守に必要な消耗品（資材、薬品、油脂等）
- ハ. 記録用紙
- ニ. 放射線管理用品（スミヤロ紙、ホルダー等）
- ホ. 身体防護具（綿手袋、RIゴム手袋等の消耗品）

(2) 貸与品等

- イ. 施設の運転・保守に係る設備機器、装置等
- ロ. 上記に付帯する運転要領書等
- ハ. 管理区域内作業に必要な作業衣類、作業靴、保護具等
- ニ. 放射線測定器（サーベイメータ、個人線量計等）
- ホ. 作業に必要な机、椅子、事務用品、パソコン、プリンタ等
- ヘ. 資材及び廃棄物等の運搬に使用する車両等
- ト. その他、当該業務に必要な物で機構が認めたもの

11. 提出図書

本件における提出図書について下表に記す。

書類名	指定様式	提出時期	提出部数	備考
総括責任者届	機構様式	契約後及び変更の都度速やかに	1部	総括責任者代理も含む
実施要領書	指定なし	契約後及び変更の都度速やかに	1部	
品質保証計画書	指定なし	契約後及び変更の都度速やかに	1部	
従事者名簿	指定なし	契約後及び変更の都度速やかに	1部	有資格の記載を含む
業務日報	指定なし	翌日	1部	
業務月報	指定なし	翌月7日まで	1部	
終了届	機構様式	翌月7日まで	1部	
健康診断結果（写し）※1	指定なし (実施記録)	契約後及び実施後速やかに	1部	放射線業務従事者のみ提出
交替勤務予定表（月毎）	指定なし	業務開始前	必要部数	
個人の信頼性確認に必要な書類	指定なし	必要の都度	必要部数	自己申告書、運転免許証の写し等
その他機構が要求する書類		必要の都度	必要部数	詳細は別途協議

※1：健康診断結果（写し）とは、問診及び検査又は検診記録（電離則様式第一号参照）のコピーをいう。

※2：機構は、提出図書に記載された個人情報を本契約の履行管理にのみ使用し、それ以外の

目的で使用しない。

(提出先)

機構 核燃料サイクル工学研究所 TRP 廃止措置技術開発部 液体処理課

12. 検収方法等

終了届、業務月報の確認及び仕様書の定めるところに従って業務が実施されたと機構が認めたときをもって業務完了とする。

13. 産業財産権等

産業財産権等の取扱いについては別紙1「産業財産権特約条項」に定められたとおりとする。

14. 本業務開始時及び終了時の業務引継ぎ

- (1) 受注者は、本業務の開始日までに業務が適正かつ円滑に実施できるよう機構の協力のもと現行業務実施者から必要な業務引継ぎを受けなければならない。なお、機構は当該業務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行業務実施者及び受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。この場合、業務引継ぎで現行業務実施者及び受注者に発生した諸経費は、現行実施者及び請負者各自の負担とする。
- (2) 本業務期間満了の際、次期業務の開始日までに受注者は機構の協力のもと次期業務実施者に対し、必要な業務引継ぎを行わなければならない。なお、機構は、当該業務引継ぎが円滑に実施されるよう、受注者及び次期業務実施者に対し必要な措置を講ずるとともに、引継ぎ完了したことを確認する。この場合、業務引継ぎで受注者及び次期業務実施者に発生した諸経費は、受注者及び次期業務実施者各自の負担とする。基本事項説明の詳細は、機構、受注者及び次期業務実施者間で協議のうえ、一定の期間（3週間目途）を定めて原契約の期間終了日までに実施する。

なお、本業務の受注者が次期業務実施者となる場合はこの限りではない。

15. 検査員及び監督員

- (1) 検査員：一般検査 管財担当課長
- (2) 監督員：TRP 廃止措置技術開発部 液体処理課

16. 品質保証

- (1) 受注者は、本件に係わる品質管理プロセスを含め記述した品質保証計画書又は品質マニュアル（以下「品質保証計画書等」という）を提出し、確認を得ること。
- (2) 品質保証計画書は、当該業務に関する内容について、JIS Q 9001 又は JEAC4111 を満足すること。
- (3) 受注者は、機構からの要求があった場合には、本件に係わる力量評価結果を提出し、確認を得ること。
- (4) 受注者は、機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。

17. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

18. 特記事項

- (1) 受注者は、機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、機構の関係法令及び規定等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を当機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の確認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、業務の実施に当たって、次に掲げる関係法令及び所内規定を遵守するものとし、機構が安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従うものとする。また、受注者は事故、故障等で呼び出し通報を受けたときは、直ちに作業員を派遣して適宜の措置を講ずるものとする。

イ. 労働安全衛生法

ロ. 原子力基本法

ハ. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

ニ. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令

ホ. 使用済燃料の再処理の事業に関する規則

ヘ. 日本原子力研究開発機構 事故対策規程

ト. 核燃料サイクル工学研究所 事故対策規則

チ. 核燃料サイクル工学研究所 計量管理規定

リ. 核燃料サイクル工学研究所 TRP 廃止措置技術開発部 事故対策手順

ヌ. 核燃料サイクル工学研究所 TRP 廃止措置技術開発部内 緊急連絡体制

ル. 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 保安規定

ヲ. 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 放射線管理基準

ワ. 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 安全作業基準

カ. 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 核物質防護規定及び下部要領（巡回点検要領、再処理施設核物質防護要領、出入管理要領、特定核燃料物質の管理要領、再処理施設核

燃料物質防護規定情報管理要領、教育訓練要領、文書及び記録管理要領、業務委託要領）

ヨ. 核燃料サイクル工学研究所 共通安全作業基準・要領

タ. 核燃料サイクル工学研究所 放射線障害予防規程

レ. 運転要領書及びマニュアル等

ソ. 原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）

ツ. 低放射性固体廃棄物等の取扱い手順書

- ネ. 再処理施設品質保証計画書
- オ. 作業責任者認定制度
- ラ. 核燃料サイクル工学研究所 TRP 廃止措置技術開発部で定める文書類
- ム. その他機構が定める諸規程、基準等
- (4) 受注者は、特定核燃料物質等の取扱い作業、巡視点検業務、技術資料の閲覧等によって知り得た特定核燃料物質に係る情報について、第三者へ開示する等、本契約以外の目的に使用してはならない。また、総括責任者は特定核燃料物質に関する資料の取扱い及び情報の管理について、従事者に十分周知し、徹底すること。(別紙2「核物質防護情報特約条項」参照)
- (5) 受注者は業務の実施に当たって、TRP 廃止措置技術開発部 液体処理課が定める作業要領書、手順書を遵守するとともに、液体処理課長が行う安全確保上の指導・助言に従うこと。(別紙3「主要作業要領書一覧」)
- (6) その他、技術的能力など受注者の技術水準を維持するために社内教育や以下の教育を行うものとする。

教育名	実施者	機構による内容確認	備考
「電離放射線障害防止規則」(昭和四十七年労働省令第四十一号)第52条の6に基づく特別教育	受注者	受注者は、教育記録(科目、時間)を提出し、「核燃料物質等取扱業務特別教育規程」(平成十二年一月二十日労働省告示第一号)を満たしていることの確認を受ける。	業務開始前までに実施
施設別課程教育	受注者※	受注者は、教育記録(科目、時間)を提出し、「放射線管理仕様書」を満たしていることの確認を受ける。	業務開始前までに実施
「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」第22条に基づく教育訓練	受注者	受注者は、教育記録(科目、時間)を作業担当課に提出し、「教育及び訓練の時間数を定める告示」(平成三年科学技術庁告示第十号)を満たしていることの確認を受ける。	業務開始前までに実施
「作業責任者認定制度」に基づく認定教育(現場責任者、現場分任責任者、作業担当者、設備保安担当者)	機構	作業責任者認定証の確認を受ける。	業務開始前までに実施
その他機関が指定する教育(再処理施設保安規定、核物質防護規定等の各種規定に基づく教育・訓練を含む)	機構	教育の受講に係る記録にて確認を受ける。	出入りに係るもの等の一部は業務開始前までに実施

※: 機構で実施する施設別課程教育に参加してもよく、その場合、機構による内容確認は適用されない。

- (7) 受注者は、総括責任者及び従事者の服務管理及び秩序維持について、自らの裁量と責任において行うものとする。
- (8) 受注者は、総括責任者及び従事者の一般・特殊健康診断(放射線・特化物・有機溶剤等)について、受注者の責任において実施するものとする。
- (9) 総括責任者及び従事者は、利用を許可された設備、機器、物品等は滅失、破損が生じない

よう、使用・管理を行うものとする。

- (10) 本仕様書に記載されている事項及び記載なき事項について疑義が生じた場合には、機構と協議の上、その決定に従うものとする。その決定事項は、議事録にて記録し、相互に確認及び保管管理する。別途協議した事項は、提出図書に反映すること。
- (11) 受注者は異常事態等が発生した場合、機構の指示に従い行動するものとする。なお、安全衛生上緊急に対処する必要がある事項については指示を行う場合がある。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (12) 受注者は、従事者に関して労基法、労安法その他法令上の責任並びに従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うとともに、これらコンプライアンスに関する必要な社内教育を定期的に行うものとする。
- (13) 受注者は機構が伝染性の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (14) 受注者は、本契約に係る維持又は運用に必要な技術情報（保安にかかわるものに限定）の提供を行うものとする。
- (15) 受注者は、引き合い時、契約期間中、組織変更があった時、品質保証計画を変更した時及び不適合が発生した際に機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。
- (16) 受注者は、安全確保を最優先とした原子力安全の達成、維持、向上に向けた安全文化を醸成するための活動、法令遵守、ヒューマンエラーの発生防止等の安全活動に努め、機構からの要求があった場合は協力するものとする。
- (17) 受注者は、本仕様書の各項目に従わないことにより生じた、機構の損害及びその他の損害についてすべての責任を負うものとする。
- (18) 受注者は、善管注意義務を有する貸与品及び支給品のみならず、実施場所にある他の物品についても、必要なく触れたり、正当な理由なく持ち出さないものとする。
- (19) 原子力規制委員会規則第十号（平成 28 年 9 月 21 日）に基づき、区分 I 及び区分 II の防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出（原子力規制委員会告示第八号（平成 28 年 9 月 21 日）に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む）、適性検査、面接の受検等に協力するものとする。また、受検の結果、妨害破壊行為等を行うおそれがある又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断された場合、区分 I 及び区分 II の防護区域等への常時立入のための証明書の発行及び核物質防護に係る秘密情報取扱者の指定を受けることはできない。
※：居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類（原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要（不合格となった場合を除く）。
- (20) その他仕様書に定めのない事項については、機構と協議のうえ決定するものとする。

以上

産業財産権特約条項

(乙が単独で行った発明等の産業財産権の帰属)

第1条 乙は、本契約に関して、乙が単独でなした発明又は考案（以下「発明等」という。）に対する特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）を取得する場合は、単独で出願できるものとする。ただし、出願するときはあらかじめ出願に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知するものとする。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の譲渡等)

第2条 乙は、乙が前条の特許権等を甲以外の第三者に譲渡又は実施許諾する場合には、本特約条項の各条項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の実施許諾)

第3条 甲は、第1条の発明等に対する特許権等を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の帰属及び管理)

第4条 甲及び乙は、本契約に関して共同でなした発明等に対する特許権等を取得する場合は、共同出願契約を締結し、共同で出願するものとし、出願のための費用は、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の実施)

第5条 甲は、共同で行った発明等を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が前項の発明等について自ら商業的実施をするときは、甲が自ら商業的実施をしないことにかんがみ、乙の商業的実施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、第1条及び第4条の発明等の内容を出願により内容が公開される日まで他に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ書面により出願を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第7条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、その第三者に対して、本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第8条 第1条及び第4条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該特許権等の消滅する日までとする。

核物質防護情報特約条項

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が保持する特定核燃料物質の防護に関する秘密情報及び管理情報「以下「核物質防護情報」という。」の保持に関する遵守事項（以下「本特約条項」という。）を次のとおり定める。

（受注者の一般義務）

第1条 受注者は、本特約条項の定めるところにより、核物質防護情報の漏えい防止等、核物質防護情報の保持に万全を期さなければならない。

（法令との関係）

第2条 核物質防護情報の管理は、本特約条項に定めるもののほか、次の法令の定めに従う。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）
- (2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令
- (3) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）

（用語の定義）

第3条 本特約条項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「秘密情報」とは、核物質防護情報のうち、特に厳重な管理が必要な情報であり、また、原子炉等規制法第68条の3第1項及び第2項に基づき、秘密保持義務が課せられる情報をいう。なお、本特約条項では、機構から貸与された秘密情報（複製を含む。）を含める。
- (2) 「管理情報」とは、核物質防護情報のうち、前号の秘密情報以外の情報をいい、秘密情報に準じた情報管理を行う必要があるものをいう。なお、本特約条項では、機構から貸与された管理情報（複製を含む。）を含める。
- (3) 「秘密保持義務者」とは、原子炉等規制法第68条の3第1項及び第2項に基づき、秘密保持義務が課せられる者をいう。
- (4) 「情報管理責任者」とは、受注者において、核物質防護情報を取扱う業務を統一的に管理する者をいう。
- (5) 「情報取扱者」とは、受注者における核物質防護情報を取り扱う者のうち、前号の情報管理責任者以外の者をいう。

（情報管理者の選任等）

第4条 受注者は、本契約に基づく業務に着手する前に、情報管理責任者を選任（変更を含む。）し、核物質防護情報を取扱う業務を統一的に管理させなければならない。

（情報取扱者の指定等）

第5条 受注者は、情報取扱者を指定（変更を含む。）し、情報管理責任者に管理させなければならない。

2. 情報管理責任者は、秘密情報を取り扱う者に原子炉等規制法第68条の3第2項に定める「秘密保持義務者」であること及び秘密情報を漏えいした場合、同法第78条第1項に基づき罰則を受ける旨を通知しなければならない。
3. 情報取扱者は、正当な理由なく、業務上知り得た核物質防護情報を当該情報に関係する

核物質防護情報を取り扱う者以外の者に漏らしてはならない。

(核物質防護情報の受渡し)

第6条 情報管理責任者は、機構から貸与された核物質防護情報を台帳等に記録し、管理しなければならない。

2. 受注者は、契約終了時に、機構から貸与された核物質防護情報を速やかに返却しなければならない。

(核物質防護情報の指定等)

第7条 情報管理責任者は、核物質防護情報を指定（指定解除を含む。）し、台帳により管理しなければならない。

2. 受注者は、前項の指定が法令等を遵守していることを確認しなければならない。

3. 情報取扱者は、指定を解除した核物質防護情報を廃棄しなければならない。

(秘密情報の指定前の取扱い)

第8条 情報管理責任者は、秘密情報の指定対象と成り得る情報について、秘密情報に準じた管理を行わなければならない。また、当該情報を秘密情報に指定する場合には、第7条第1項に基づく手続きを速やかに実施しなければならない。

(情報保護区域の設定及び管理)

第9条 情報管理責任者は、秘密情報の管理を行うための区域（以下「情報保護区域」という。）を設定する。

2. 情報保護区域は、原則として、壁で仕切り、出入口を施錠管理し、情報取扱者以外の者が管理されない状態で入室できない措置及び専用パソコンコンピュータ（以下「専用パソコン」という。）以外のパソコン、スマートフォン、電子媒体等の外部に核物質防護情報を持出し又は発信若しくは伝送することが可能な機器の持込みを禁止する措置を講ずる。

(核物質防護情報の取扱い)

第10条 情報管理責任者は、秘密情報の原本となる該当頁ごとに「核物質防護秘密」と押印、印刷等により明記し、秘密情報であることを識別するとともに、登録番号を記載し、台帳等により管理しなければならない。また、秘密情報を含む冊子等には、秘密情報が含まれている旨を明記しなければならない。

2. 情報管理責任者は、管理情報の原本となる該当頁ごとに「管理情報」と押印、印刷等により明記し、管理情報であることを識別するとともに、登録番号を記載し、台帳等により管理しなければならない。また、管理情報を含む冊子等には、管理情報が含まれている旨を明記しなければならない。

3. 情報取扱者は、次の行為を行う場合、情報管理責任者の許可を得なければならない。

(1)核物質防護情報の複製

(2)核物質防護情報（以下、複製を含む。）の郵送等、社外への持出し（電子メール、FAX等の電子情報を含む。）

4. 情報管理責任者は、前項第1号を許可する場合、作成する部番号を最低限に限定するとともに、当該情報を登録番号を記載し、台帳等にて管理しなければならない。

5. 情報取扱者は、第3項第2号の行為を行う場合、機密性が確保される運搬・伝達方法によることとし、次のいずれかの措置を講じる。

- (1) 情報取扱者間で、直接授受する。
- (2) 送付する場合は、郵便書留等、配送状況が確認可能な措置を講ずるとともに、情報取扱者間で送受信の連絡を取り合う。
- (3) 電子メールで取扱う場合は、情報取扱者間で連絡を取り合い、第19条第2項に基づき実施する。

6. 情報取扱者は、不要となった核物質防護情報の複製を廃棄しなければならない。

(核物質防護情報の保管)

第11条 情報管理責任者は、情報保護区域にて、秘密情報を保管する。但し、情報保護区域での保管が困難な場合は、秘密保持義務者以外の者が核物質防護情報にアクセスすることができるよう、施錠管理ができるキャビネット等で保管し、そのキャビネット等の鍵は紛失や盗難されないように適切に管理する。

2. 情報管理責任者は、前項のキャビネット等の鍵等を秘密保持義務者に管理させることができる。

3. 情報取扱者は、管理情報を含む文書等は戸棚等に施錠して保管する。

(核物質防護情報の開示)

第12条 情報管理責任者は、機構から貸与された核物質防護情報を情報取扱者以外に開示してはならない。ただし、法令等に基づき、国の行政機関又は地方公共団体の職員から、当該情報の開示要請を受けた場合には、速やかに機構に報告するとともに、機構の指示により対応しなければならない。

2. 受注者は、再受注者を使用している場合、第1項の規定にかかわらず、情報管理責任者の許可を得て、核物質防護情報を開示することができる。

(核物質防護情報に関する教育)

第13条 受注者は、情報管理責任者及び情報取扱者に核物質防護情報の漏えい防止等、核物質防護情報の保持に必要な知識を習得させるための教育を実施しなければならない。

(核物質防護情報の廃棄)

第14条 受注者は、第7条第3項及び第10条第6項に基づき、核物質防護情報及び核物質防護情報の複製を廃棄する場合、焼却、裁断その他復元不可能な方法で廃棄しなければならない。

2. 情報管理責任者は、前項により廃棄した場合、台帳等により、記録を作成しなければならない。

(異常時等の措置)

第15条 受注者は、核物質防護情報の紛失、漏えい又はそれらのおそれがあることを発見した場合、必要な措置を講ずるとともに、直ちに機構に報告しなければならない。

(再受注者に関する報告)

第16条 受注者は、核物質防護情報に係る業務を第三者に発注してはならない。ただし、再受注者に本契約の業務の一部を発注する場合には、あらかじめ、機構に対し、再受注者の会社名を報告しなければならない。

(再受注者の適合性確認)

第17条 受注者は、再受注者に核物質防護情報を取扱う業務を発注する場合、再受注者が核物質防護情報を保持する能力があることを、次の要求事項に基づき、確認しなければな

らない。

- (1)核物質防護情報の保持のために必要な措置に関し、遵守すべき規則を定めていること。
- (2)核物質防護情報の取扱いを管理する体制が整っていること。
- (3)核物質防護情報の保持のために必要な措置に関する教育を行っていること。
- (4)核物質防護情報を保管するための設備、その他核物質防護情報の保持のために必要な設備を設置していること。

(再受注者との契約の締結)

第18条 受注者は、再受注者と契約を締結する場合、次の要求事項を契約の特約条項として定めなければならない。

- (1)情報管理責任者の選任に関すること。
- (2)核物質防護情報の取扱い、保管、廃棄等の手続きに関すること。
- (3)核物質防護情報の管理状況の確認に関すること。
- (4)核物質防護情報の漏えい等、異常時における対応措置に関すること。
- (5)秘密保持義務者への通知に関すること。
- (6)情報取扱者（情報管理責任者含む。）に対する教育に関すること。
- (7)再受注者に業務の一部を発注する場合、受注者による再受注者の管理に関すること。
- (8)機構による監査の受入れに関すること。
- (9)前各号に掲げるもののほか、核物質防護情報の保持のために必要な措置に関すること。

(パソコンの使用条件等)

第19条 受注者は、核物質防護情報を取扱うパーソナルコンピュータ等（以下「パソコン」という。）を使用する場合には、以下の措置を講じなければならない。

- (1)秘密情報を電子データで取り扱うパソコンは、情報保護区域内に設置し、区域外への持ち出しを禁止するとともに、パソコン本体に秘密情報が保存されているものは盜難防止措置を施す。
- (2)管理情報が保存されているパソコンは、盜難防止措置を施すとともに、持ち出しを禁止する。
- (3)核物質防護情報を電子データで取り扱うパソコンは、原則として、外部と接続していない独立した状態（独立したネットワークを含む。）としなければならない。ただし、やむを得ず、外部との接続を行う場合には、ファイヤウォール等により保護されたネットワーク環境を構築しなければならない。
- (4)パソコン及び専用フォルダには、パスワードを設定する等により核物質防護情報を取り扱う者以外の者のアクセスを制限すること。
- (5)核物質防護情報を含む電子データには、パスワードを設定する等により核物質防護情報取扱者以外の者のアクセスを制限する。
- (6)パソコン利用中、パソコンから一時的に離れる場合は、ログオフ若しくはパスワード機能付きスクリーンセーバ機能で、他の者に見られない措置を施す。
- (7)パソコンへのプリンタ接続及び記録媒体の取り付けを原則禁止する。但し、情報管理責任者の了解を得た場合はこの限りでない。

- (8) パソコンには、情報漏えいの原因となり得るファイル交換ソフト等をインストール及び出所不明のソフトを使用してはならない。
 - (9) パソコンの流用又は廃棄をする場合は、ハードディスク等の記録媒体については外部と接続しない専用パソコンを用い、データ消去用ソフト等により消去若しくは物理的若しくは磁気的により記録媒体そのものを破壊する。
 - (10) 秘密情報は、私有のパソコンで取扱ってはならない。
2. 情報取扱者は、電子データの秘密情報を取扱う場合、前項の措置を講ずるとともに、パスワード等による電子記録媒体へのアクセス制限を講じなければならない。
 3. 第1項及び第2項のアクセス制限を行うためのパスワード等は、定期的に見直さなければならない。
 4. 受注者は、第1項及び第2項の措置が講じられていることを定期的に確認しなければならない。

(記録管理)

第20条 情報管理責任者は、核物質防護情報に関する台帳等の記録を作成し、保存しなければならない。

(核物質防護情報の管理状況の確認)

第21条 受注者は、核物質防護情報の取扱いの状況について、定期的に確認しなければならない。なお、再受注者を使用している場合には、再受注者が取扱う核物質防護情報の取扱い状況についても、必要に応じて確認しなければならない。

(契約の解除)

第22条 異常時の発生その他のやむを得ない事由により、機構が本契約の一部又は全部を解除した場合、受注者は、機構の指示に従い、核物質防護情報の返却等に応じなければならない。

2. 機構、受注者間で本契約が解除された場合においても、本特約条項は、その効力を継続する。

(機構の監査)

第23条 受注者は、機構の要求があれば、いつでも本特約条項の遵守状況に関する報告に応じなければならない。

2. 前項の報告の結果、機構より改善事項を要求された場合には、速やかに対応しなければならない。

主要作業要領書等一覧

No.	文書名
1	U301 試薬調整工程 ユニットの運転
2	U301 試薬調整工程 異常時の措置
3	U301 試薬調整工程
4	U303 サンプリング工程 ユニットの運転
5	U303 サンプリング工程 異常時の措置
6	SB No.1 サンプリング
7	SB No.2 サンプリング
8	322V70 サンプリング
9	U322 凝縮液のサンプリング
10	SB Z-1 サンプリング
11	U326 凝縮液のサンプリング
12	350V10, V11, V12 サンプリング
13	350V20, V21, V22, V23 サンプリング
14	350F13, F14 サンプリング
15	350T15, T16, T17 サンプリング
16	U307 換気工程 ユニットの運転
17	U307 換気工程 異常時の措置
18	Z 施設換気プロワの切替え
19	U310 受入れ工程 ユニットの運転
20	U310 受入れ工程 異常時の措置
21	310攪拌及び槽間移送
22	U321 低放射性廃液第一蒸発濃縮処理工程 ユニットの運転
23	U321 低放射性廃液第一蒸発濃縮処理工程 異常時の措置
24	U321 低放射性廃液第一蒸発濃縮処理工程
25	U322 低放射性廃液第二蒸発濃縮処理工程 ユニットの運転
26	U322 低放射性廃液第二蒸発濃縮処理工程 異常時の措置
27	U322 低放射性廃液第二蒸発濃縮処理工程
28	U323 化学処理工程 ユニットの運転
29	U323 化学処理工程 異常時の措置
30	323 化学処理工程(CaCo3)処理法
31	323 化学処理工程(SrCo3)処理法
32	U325 ろ過処理工程 ユニットの運転
33	U325 ろ過処理工程 異常時の措置
34	U325 ろ過処理工程(314V10→316V10)
35	U325 ろ過処理工程(314V10→316V11)

No.	文書名
36	U325 ろ過処理工程(314V10→316V12)
37	U325 ろ過処理工程(314V10→327V60)
38	U325 ろ過処理工程(314V11→316V10)
39	U325 ろ過処理工程(314V11→316V11)
40	U325 ろ過処理工程(314V11→316V12)
41	U325 ろ過処理工程(314V11→327V60)
42	U325 ろ過処理工程(315V11→316V10)
43	U325 ろ過処理工程(315V11→316V11)
44	U325 ろ過処理工程(315V11→316V12)
45	U325 ろ過処理工程(315V11→327V60)
46	サンドフィルタ(325F10)の逆洗[Twa]
47	U326 低放射性廃液第三蒸発濃縮処理工程 ユニットの運転
48	U326 低放射性廃液第三蒸発濃縮処理工程 異常時の措置
49	U326 蒸発処理(DCS)
50	U326 蒸発処理(パネル)
51	U326 濃縮液攪拌・移送(326V50A～V51B)DCS
52	U326 濃縮液攪拌・移送(326V50A～V51B)(パネル)
53	326V50A～V51B→326V02(DCS)
54	326V50A～V51B→326V02(パネル)
55	326V50A～V51B→312V12(DCS)
56	326V50A～V51B→312V12(パネル)
57	326V02→312V12or332V21(DCS)
58	326V02→312V12or332V21(パネル)
59	326V50A→S21V03
60	326V50B→S21V03
61	326V51A→S21V03
62	326V51B→S21V03
63	Z施設 地下浸透水の移送
64	U327 中和処理工程 ユニットの運転
65	U327 中和処理工程 異常時の措置
66	U327 中和処理工程(パネル)
67	U327 中和処理工程(DCS)
68	U328 廃溶媒処理工程 ユニットの運転
69	U328 廃溶媒処理工程 異常時の措置
70	U328 廃溶媒処理工程
71	U331 低放射性濃縮廃液貯蔵工程 ユニットの運転
72	U331 低放射性濃縮廃液貯蔵工程 異常時の措置
73	331V10 の攪拌

No.	文書名
74	331V11 の攪拌
75	331V12 の攪拌
76	331V10→312V12
77	331V11→312V12(331J111)
78	331V12→312V12
79	331V11→312V12 (331J113)
80	312V12→332V21
81	331V10→S21V02 (331J103)
82	331V10→S21V02 (331J102)
83	331V11→S21V01 (331J113)
84	331V11→S21V01 (331J112)
85	331V12→S21V02 (331J123)
86	331V12→S21V02 (331J122)
87	U332 スラッジ貯蔵工程 ユニットの運転
88	U332 スラッジ貯蔵工程 異常時の措置
89	332V10→315V10
90	332V10→315V11
91	332V11→315V10
92	332V11→315V11
93	332V20→315V10
94	332V20→315V11
95	332V22→315V10
96	332V22→315V11
97	332V10→332V20
98	332V10→332V22
99	332V11→332V20
100	332V11→332V22
101	332V11→S21V01
102	U333 廃溶媒貯蔵工程 ユニットの運転
103	U333 廃溶媒貯蔵工程 異常時の措置
104	U333 廃溶媒貯蔵工程 (318V10→333V10)
105	U333 廃溶媒貯蔵工程 (318V11→333V10)
106	U333 廃溶媒貯蔵工程 (318V10→333V11)
107	U333 廃溶媒貯蔵工程 (318V11→333V11)
108	U333 廃溶媒貯蔵工程 (318V10→333V20)
109	U333 廃溶媒貯蔵工程 (318V10→333V21)
110	U333 廃溶媒貯蔵工程 (318V10→333V22)
111	U333 廃溶媒貯蔵工程 (318V10→333V23)

No.	文書名
112	U333 廃溶媒貯蔵工程 (318V11→333V20)
113	U333 廃溶媒貯蔵工程 (318V11→333V21)
114	U333 廃溶媒貯蔵工程 (318V11→333V22)
115	U333 廃溶媒貯蔵工程 (318V11→333V23)
116	U333 廃溶媒貯蔵工程 (318V10→328V10, V11)
117	U333 廃溶媒貯蔵工程 (318V11→328V10, V11)
118	U333 廃溶媒貯蔵工程 (333V10→328V10, V11)
119	U333 廃溶媒貯蔵工程 (333V11→328V10, V11)
120	U333 廃溶媒貯蔵工程 (333V20→328V10, V11) 下抜き側
121	U333 廃溶媒貯蔵工程 (333V21→328V10, V11) 下抜き側
122	U333 廃溶媒貯蔵工程 (333V22→328V10, V11) 下抜き側
123	U333 廃溶媒貯蔵工程 (333V23→328V10, V11) 下抜き側
124	U333 廃溶媒貯蔵工程 (333V20→328V10, V11) 上抜き側
125	U333 廃溶媒貯蔵工程 (333V21→328V10, V11) 上抜き側
126	U333 廃溶媒貯蔵工程 (333V22→328V10, V11) 上抜き側
127	U333 廃溶媒貯蔵工程 (333V23→328V10, V11) 上抜き側
128	U350 油分除去処理工程 ユニットの運転
129	U350 油分除去処理工程 異常時の措置
130	U350 運転(DCS)
131	攪拌及び槽間移送(DCS, パネル)
132	サンドフィルタ逆洗(DCS)
133	活性炭吸着塔逆洗(DCS)
134	シックナ処理(DCS)
135	上澄液逆送(DCS)
136	U350 運転(パネル)
137	サンドフィルタ逆洗(パネル)
138	活性炭吸着塔逆洗(パネル)
139	シックナ処理(パネル)
140	上澄液逆送(パネル)
141	U360 海洋放出工程 ユニットの運転
142	U360 海洋放出工程 異常時の措置
143	海洋放出管理要領書
144	海洋放出工程
145	S21 低放射性濃縮廃液貯蔵工程 ユニットの運転
146	S21 低放射性濃縮廃液貯蔵工程 異常時の措置
147	S21V01→S21V10 移送
148	S21V01→S21V11 移送
149	S21V01→331V11 移送

No.	文書名
150	S21V01→312V12 移送
151	S21V02→S21V20 移送
152	S21V02→331V10 移送
153	S21V02→331V12 移送
154	S21V02→312V12 移送
155	S21V03→S21V30 移送
156	S21V03→331V11 移送
157	S21V03→312V12 移送
158	S21V10→S21V01 (S21J101) 移送
159	S21V10→S21V01 (S21J102) 移送
160	S21V11→S21V01 (S21J111) 移送
161	S21V11→S21V01 (S21J112) 移送
162	S21V20→S21V02 (S21J201) 移送
163	S21V20→S21V02 (S21J202) 移送
164	S21V30→S21V03 (S21J301) 移送
165	S21V30→S21V03 (S21J302) 移送
166	S04U002→S21V15→S21V01
167	S04U002→S21V25→S21V02
168	S04U003→S21V15→S21V01
169	S04U003→S21V25→S21V02
170	S04U004→S21V15→S21V01
171	S04U004→S21V25→S21V02
172	S71V10→326V01, V02, 327V60
173	S71V20→S21V15→S21V01
174	S71V30→S71V10 移送
175	S21V40→S21V02 移送
176	供用期間中検査 S04 ドリップトレイの液移送 (S04U002→S21V15→S21V01)
177	供用期間中検査 S04 ドリップトレイの液移送 (S04U002→S21V25→S21V02)
178	供用期間中検査 S04 ドリップトレイの液移送 (S04U003→S21V15→S21V01)
179	供用期間中検査 S04 ドリップトレイの液移送 (S04U003→S21V25→S21V02)
180	供用期間中検査 S04 ドリップトレイの液移送 (S04U004→S21V15→S21V01)
181	供用期間中検査 S04 ドリップトレイの液移送 (S04U004→S21V25→S21V02)
182	A12V21→S21V01 受入 ※アスファルト固化処理施設の健全性が確認されるまで使用しない。(未制定)
183	328V41, V43→S21V40 受入
184	ドレン受槽(S71V10)サンプリング作業
185	地下浸透水ピット(S71V30)サンプリング作業
186	混合防止用インターロック年次作動確認

No.	文書名
187	S45 低放射性濃縮廃液貯蔵施設槽類換気 ユニットの運転
188	S45 低放射性濃縮廃液貯蔵施設槽類換気 異常時の措置
189	ヨウ素サンプラーのカートリッジフィルタ交換
190	S45K60, K61 切替作業
191	S45K60, K61 フィルタ (HEPA、ヨウ素) ラインの切り替え
192	液体処理課 業務計画
193	点検記録管理標準
194	文書の配付先標準
195	購買先評価の実施標準
196	週例・月例・年次点検記録管理標準
197	廃液処理・移送記録標準
198	製作及び施工管理標準
199	保安規定第 182 条に基づく施設の点検要領書 (液体処理課)
200	エポキシ樹脂加熱装置の操作手順書(ST) (廃溶媒処理技術開発施設)
201	サンプリングベンチNo.1 用カスク取扱い手順書
202	停電時の対応要領
203	地震発生時の現場点検要領
204	OSCL 等の確認に関する規則(ST)
205	バルジ等の点検要領書
206	レッド区域自動火災報知設備点検要領書(ST)
207	降下火砕物影響防護手順
208	廃シリカゲルのヨウ素漏洩確認試験手順書
209	鍵管理規則
210	廃シリカゲル払出設備の廃シリカゲル抜出し操作・遮蔽体取付け手順書
211	冷却塔水張り、水抜き操作手順書
212	廃液処理運転管理システムの取扱い手順書
213	Z, C 施設遠隔操作装置の取扱い手順書
214	セル遮へい窓吸着剤の交換作業手順書
215	使用済みアンバー用カバーオールの取扱い要領
216	槽類換気系サンプリング作業手順書
217	大津波警報発令時の対応要領書
218	炭酸ガス消火設備点検要領書
219	ドレン受槽(S71V10)からのドレンアウト作業手順書
220	保護帽着用管理要領書
221	汚染事故発生時の対応要領書
222	インフレートチューブの交換作業手順書
223	定期事業者検査の自主検査 (施設定期自主検査) 記録の作成・確認に関する規則
224	事故対応資機材点検要領

No.	文書名
225	保安規定第 182 条に基づく部長点検要領
226	液体処理課 運転・保全管理規則
227	エンジニアリング・フロー・ダイヤグラム(EFD)管理に関する課内規則
228	放出判定用サンプル運搬要領書
229	廃棄及び固型化の記録作成要領書
230	チームトラップの点検要領書
231	施錠弁の検査要領書
232	バルブ等の点検、交換作業要領書
233	溶液移送設備等の定期点検要領書
234	課外への評価・解析依頼要領書
235	硝酸付着エスの水洗浄要領書
236	水噴霧消火設備 (AAF R022, R023) の点検作業要領書
237	低放射性廃液処理に係る施設の保全管理要領書
238	職場巡視要領書
239	鋼管パイプによる構築物の設営要領書
240	低放射性液体廃棄物保管施設点検要領書
241	火災時の対応要領書
242	漏洩検知装置作動時の対応要領書
243	施設定期自主検査要領書 セル等温度警報装置(月例検査)
244	施設定期自主検査要領書 圧力上限緊急操作装置(月例検査)
245	施設定期自主検査要領書 セル等温度警報装置(年次検査)
246	施設定期自主検査要領書 圧力上限緊急操作装置(年次検査)
247	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置(年次検査)
248	低放射性濃縮廃液貯蔵施設 セル内点検作業要領書
249	施設定期自主検査要領書 流量計及び圧力計の計器校正
250	放出廃液油分除去施設 貯槽内点検作業要領書
251	廃液貯留量管理規則
252	液体処理課 安全衛生委員会運営要領
253	液体処理課 チームリーダ会議運営要領
254	積算流量計及び基準器校正管理要領書
255	化学物質管理要領書
256	U332 移送用チームジェットのセッティング作業要領書
257	よう素モニタの濃度警報作動時の対応要領書
258	施設及び機器の保守・点検作業要領書
259	計測制御機器類の保守管理要領書
260	廃液処理相談管理要領書
261	フィルタ交換(バッグイン・バッグアウト方式)作業要領書
262	液体処理課居室等における蛍光灯器具管理要領書

No.	文書名
263	分析所からの苛性ソーダ受入れ作業要領書
264	分析所からの硝酸受入れ作業要領書
265	苛性ソーダ移送 (AAF→Z 施設) 作業要領書
266	硝酸移送 (AAF→Z 施設) 作業要領書
267	苛性ソーダのドレンアウト作業要領書
268	pH 計用 KCl の補給作業要領書
269	SB No.2 での pH チェック作業要領書
270	エアリフト加湿器への純水 (DWa) 補給作業要領書
271	SB No.1 での液性確認作業要領書
272	サンプリングベンチのグローブ交換作業要領書
273	サンプリングベンチのビニールバッグ交換作業要領書
274	サンプリングベンチ等の pH 計校正作業要領書
275	サンプリングベンチ内 pH 計電極交換作業要領書
276	SB No.1 の廃ジャグ処分作業要領書
277	分析済放出判定用サンプルの処分作業要領書
278	廃液処理運転管理システムの保守作業管理要領書
279	よう素モニタのポンプ点検作業要領書
280	よう素モニタ等のカートリッジ・フィルタ交換作業要領書
281	Z 施設 槽類換気系内の水抜き作業要領書
282	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置(月例検査)
283	廃棄物処理場 廃溶媒貯蔵セル内ドリップトレの液移送作業要領書
284	ドリップトレイの送液装置(308J501, 502, 511, 512)の作動試験 (ISI) 作業要領書
285	自主検査要領書 (処理能力) (低放射性廃液第一蒸発缶、凝集沈殿処理装置、低放射性廃液第二蒸発缶、低放射性廃液第三蒸発缶、中和処理設備、油分除去設備)
286	廃棄物処理場 地下浸透水移送ポンプの切り替え作業要領書
287	地下浸透水の受槽切り替え作業要領書
288	廃棄物処理場 地下浸透水ピット (308Sump11) のサンプリング作業要領書
289	廃棄物処理場 地下浸透水ピット (308Sump12) のサンプリング作業要領書
290	廃棄物処理場 地下浸透水ピットの液移送 (308Sump11) 作業要領書
291	廃棄物処理場 地下浸透水ピットの液移送 (308Sump12) 作業要領書
292	廃棄物処理場での苛性ソーダによる廃液の pH 調整作業要領書
293	廃棄物処理場での硝酸による廃液の pH 調整作業要領書
294	廃棄物処理場の MA, LA 貯槽 (312, 313 系) への TWa 添加作業要領書
295	廃棄物処理場の VLA 貯槽 (314, 315, 316 系) への TWa 添加作業要領書
296	廃棄物処理場 地下浸透水モニタポットの洗浄作業要領書
297	pH ポット (321pH31(a), (b)) 洗浄作業要領書
298	濃縮液抜出しライン (U321) の詰まり除去作業要領書
299	廃棄物処理場 サンドフィルタ (325F10) 逆洗作業要領書

No.	文書名
300	Z 施設における試薬(苛性ソーダ)調整作業要領書
301	Z 施設における試薬(硝酸)調整作業要領書
302	327V60 から 326V01, V02 への液移送作業要領書
303	327V83 からの硝酸抜出し作業要領書
304	供用期間中の検査(ISI)管理要領書
305	C 施設 海中放出管ストレーナ点検・清掃作業要領書
306	C 施設 海中放出管漏洩試験作業要領書
307	C 施設 海洋放出流量計器差試験作業要領書
308	廃溶媒貯蔵場 U026 ピット内廃水の移送作業要領書
309	廃溶媒貯蔵場 地下浸透水及び中間貯槽内廃水の移送作業要領書
310	スラッジ貯蔵場地下浸透水ピットの液移送作業要領書
311	スラッジ貯蔵場 ドリップトレイ(U031、U032)内液のサンプリング作業要領書
312	スラッジ貯蔵場 地下浸透水ピット(V012)のサンプリング作業要領書
313	廃溶媒貯蔵場 セル内ドリップトレの液移送 (333U020～333U023→333V20～333V23)作業要領書
314	スラッジ貯蔵場 セル内ドリップトレイの液移送(333U031, 333U032→312V12)作業要領書
315	スラッジ貯蔵場 セル内ドリップトレの液移送(333U031→333V11, 333U032→333V10)作業要領書
316	廃棄物処理場 廃希釈剤貯槽の水抜き(318V10→333V10, 333V11)作業要領書
317	廃棄物処理場 廃溶媒・廃希釀剤貯槽の水抜き(318V11→333V10, 333V11)作業要領書
318	スラッジ貯蔵場 廃溶媒貯槽の水抜き(333V10, 333V11→312V12)作業要領書
319	廃溶媒貯蔵場 廃溶媒貯槽の水抜き(333V20, V21, V22, V23→312V12)作業要領書
320	廃溶媒貯蔵場 廃溶媒貯蔵セル(R020、R021、R022、R023)における水噴霧消火設備の機能確認作業要領書
321	廃溶媒貯蔵場 セル内ドリップトレ(U020、U021、U022、U023)内液のサンプリング作業要領書
322	廃溶媒貯蔵場 地下浸透水のサンプリング作業要領書
323	C 施設 廃液受入貯槽(350V10, V11, V12)の pH チェック作業要領書
324	C 施設 放出廃液貯槽(350V20, V21, V22, V23)の pH チェック作業要領書
325	C 施設 シックナ(350V30)のサンプリング作業要領書
326	C 施設 放出廃液貯槽(350V20, V21, V22, V23)の pH 調整作業要領書
327	C 施設 地下浸透水のサンプリング作業要領書
328	C 施設 サンドフィルタの手動逆洗(パネル編)作業要領書
329	C 施設 サンドフィルタの手動逆洗(DCS 編)作業要領書
330	C 施設 活性炭吸着塔の手動逆洗(パネル編)作業要領書
331	C 施設 活性炭吸着塔の手動逆洗(DCS 編)作業要領書
332	C 施設 活性炭吸着塔の活性炭交換作業要領書
333	CPF から C 施設への極低放射性廃液の受入れ作業要領書

No.	文書名
334	C 施設 地下浸透水の移送作業要領書
335	C 施設 放出廃液貯槽(350V20, V21, V22, V23)への TWa 張り作業要領書
336	C 施設 水中ポンプ交換等の作業要領書
337	加湿器の水補給作業要領書
338	322V33, V34 の液移送作業要領書
339	セル内ドリップトレ(322U1, U2)の液移送作業要領書
340	第二低放射性廃液蒸発処理施設内 地下浸透水サンプリング作業要領書
341	第二低放射性廃液蒸発処理施設内 地下浸透水移送作業要領書
342	セル内ドリップトレの液移送 (ISI) [322J200, J201 作動試験] 作業要領書
343	U326 廃液供給ラインの酸洗浄作業要領書
344	代表警報吹鳴時の対応要領書
345	セル内ドリップトレイ(322U1)内液のサンプリング作業要領書
346	SB No.1 への物品搬入作業要領書
347	SB No.1 のトングヘッドの交換作業要領書
348	U326 蒸発缶内の酸洗浄作業要領書
349	廃棄物処理場 セル内ドリップトレイ(331U020, U021, U022)の液移送作業要領書
350	セル内ドリップトレの液移送 (ISI) {308J201, J202, J211, J212, J221, J222 作動試験} 作業要領書
351	廃棄物処理場 セル内ドリップトレイ(U050, U051, U052)内液のサンプリング作業要領書
352	第三低放射性廃液蒸発処理施設内 地下浸透水のサンプリング作業要領書
353	ITV・照明用サイトグラスの洗浄作業要領書
354	一次冷却水系の工業用水 (TWa) 交換作業要領書
355	第三低放射性廃液蒸発処理施設内貯槽の廃液攪拌、槽間移送作業要領書
356	スラッジ貯槽(332V20)、廃砂・廃樹脂貯槽(332V22)上澄液のサンプリング作業要領書
357	第二スラッジ貯蔵場 地下浸透水ピットの液移送作業要領書
358	第二スラッジ貯蔵場 地下浸透水のサンプリング作業要領書
359	スラッジ貯蔵場 セル内ドリップトレの液移送(332Sump12→323V15) 作業要領書
360	スラッジ貯蔵場 廃溶媒貯蔵セル(R031, R032)における水噴霧消火設備の機能確認作業要領書
361	セル内ドリップトレの液移送 (ISI) {333J201, J211, J221, J231 作動試験} 作業要領書
362	セル内ドリップトレの液移送 (ISI) {333J501, J502, J504, J505 作動試験} 作業要領書
363	セル内ドリップトレ(322U2)内液のサンプリング作業要領書
364	LWSF 槽類換気系プロワのグリース交換作業要領書
365	置き靴設置場所における汚染管理要領書
366	炭酸ガスボンベの放出防止処置作業要領書
367	リスクアセスメントの実施手順
368	廃棄物処理場 A091 遮へい体内点検作業要領書
369	E 施設 バルジ(331M001)内点検作業要領書
370	廃棄物処理場 R070～R074 内ポンプ点検作業要領書

No.	文書名
371	323V10～V14 への TWa 張り作業要領書
372	低放射性廃液第1蒸発缶 圧力上限緊急操作装置の故障時の対応要領書
373	液体処理課の教育・訓練要領
374	低放射性廃液第2蒸発缶 圧力上限緊急操作装置の故障時の対応要領書
375	屋外配管レンチ(T11)ドリップトレイ内液のサンプリング作業要領書
376	低放射性濃縮廃液貯蔵施設 セル内ドリップトレイ(U002、U003、U004)内液のサンプリング作業要領書
377	E施設 バルジ内ドリップトレ(331U001)内液のサンプリング作業要領書
378	液体処理課の再処理施設の保安に係る検査に該当する点検・検査記録作成規則
379	検査(点検)に関する計画書・要領書の作成時に確認すべき事項を定める規則
380	326V91 内フロート弁等の点検作業要領書
381	低放射性廃液(濃縮廃液・廃溶媒)の貯蔵管理要領書
382	サンプリングベンチNo.1 点検作業要領書
383	U322pH ポット(pH31(A), (B))、U323pH ポット(pH10(A), (B))洗浄作業要領書
384	U327pH ポット(pH60.1、pH60.2)洗浄作業要領書
385	圧力上限緊急操作装置の検査要領書
386	施設定期自主検査要領書 廃溶媒貯槽の操作装置・炭酸ガス消火設備の年次検査
387	情報セキュリティ管理規則
388	グリーン・アンバー回転機器の点検作業要領書
389	監視・測定機器校正管理要領書
390	廃棄物(仕掛品)容器の標示に関する規則
391	廃棄物処理場 R120 内点検作業要領書
392	施設定期自主検査要領書 槽 温度記録上限緊急操作装置の総合検査
393	海洋放出承認書の作成及び承認手続き要領書
394	施設定期自主検査要領書 槽 温度計の校正
395	308Sump50, 51 の液性確認作業要領書
396	308Sump50, 51 への TWa 添加作業要領書
397	施設定期自主検査要領書 槽 温度記録上限緊急操作装置(月例検査)
398	地下水排水ポンプ用分電盤等の点検要領書
399	廃棄物処理場セル内回転機器の定期点検要領書
400	防護区域境界扉等の点検要領書
401	四半期報告書作成要領書
402	廃蛍光管等の粉碎作業要領書
403	炭酸ガス消火設備ソレノイド弁の取扱い作業手順書
404	計量管理伝票作成要領書【在庫変動編】
405	計量管理伝票作成要領書【実在庫編】
406	操作・保守記録の記載要領書
407	C施設 新炭受入供給装置の点検作業要領書

No.	文書名
408	廃棄物処理場 U323pH ポット遮へい体内点検作業要領書
409	廃溶媒貯蔵場 セル内ドリップトレ点検作業要領書
410	スラッジ貯蔵場 セル内ドリップトレ点検作業要領書
411	スラッジ貯蔵場 R330, R331 セル内点検作業要領書
412	施設内残留汚染箇所の管理要領書
413	メーカー点検報告書の記載内容に係る評価検討要領
414	蒸気及び蒸気凝縮水配管の点検要領書
415	高経年化を考慮した作業管理要領書
416	置場の廃棄物の仕掛品回収作業要領書
417	計器等が故障した場合の識別表示及び代替処置に関する管理要領書
418	施設床面の整備作業要領書
419	施設定期自主検査前の系統確認要領書 (セル等漏洩検知装置編)
420	施設定期自主検査前の系統確認要領書 (セル等温度警報装置編)
421	施設定期自主検査前の系統確認要領書(圧力上限緊急操作装置編)
422	運転開始前の点検作業要領書 廃溶媒処理技術開発施設
423	廃溶媒処理技術開発施設 セル内ドリップトレイ集液部への液張り、液抜き作業要領書
424	廃溶媒処理技術開発施設 セル内ポンプの呼び水供給手順
425	廃溶媒処理技術開発施設 気密試験要領
426	シールポット (S21V15/S21V25) への TWa 補給作業要領書
427	廃棄物仕掛品置場柵の設置作業要領書
428	重量物等の運搬作業要領書
429	よう素サンプラーのサンプリングホース交換作業要領書
430	AAF 槽類換気系廃気中の窒素酸化物 (NOx) 濃度測定作業要領書
431	保温材付き配管壁貫通部点検要領書
432	物品の管理要領
433	マノスタージェージ、デジタルマノメータ取付け手順書
434	引継ぎ記録管理要領書
435	廃溶媒移送前後の弁開締確認要領書
436	ST 施設 コンベア室、保守区域遮蔽体内点検作業要領書
437	ST 施設 槽類換気プロワの切換え作業要領書
438	ST 施設 中間貯槽(328V48)内の洗浄作業要領書
439	ST 施設 水噴霧消火設備の点検要領書
440	ステンレス鋼製浄水配管の洗浄対象配管選定及び配管内洗浄作業要領書
441	四半期計画書作成要領
442	施設定期自主検査前の系統確認要領書(槽 温度記録上限緊急操作装置編)
443	槽類換気系プロワ等の部品交換に係る管理要領書
444	シャッターの管理要領書
445	機器及び消耗品・保安用品管理規則

No.	文書名
446	硝酸を含んだ気体系配管の管理要領書
447	制御盤内リレー管理要領書
448	よう素モニタの管理要領書
449	よう素モニタ故障時の対応手順書
450	大雨発生時の対応要領書
451	計装ライン詰まり除去作業要領書
452	フィルタ類等の保守管理要領書
453	セル外塔槽類等の点検要領書
454	グローブボックス類の保守管理要領書
455	廃溶媒処理技術開発施設 炭酸ガス消火設備の保守管理要領書
456	ライニング型貯槽の点検要領書
457	補助的遮へい部材の点検要領書
458	外部溢水に係る貫通部シール材等の点検要領書
459	使用しない設備に係る点検要領書 加熱装置 (廃溶媒処理技術開発施設)
460	セル外ライニング・ドリップトレの点検要領書
461	防消火設備の保守管理要領書
462	セル内温度警報装置計装設備の保守管理要領書
463	低放射性濃縮廃液貯蔵施設制御盤内計装設備の保守管理要領書
464	液体処理課 品質記録の確認要領書
465	使用前検査を受検する機器等の予備品の保管及び保守に関する要領書
466	加熱器の点検要領書
467	制御(操作)盤・現場操作盤の点検要領書
468	遠隔操作装置(DCS)の保守管理要領書
469	消火栓テスト弁接続部の点検要領書
470	弁・アクセサリー類の保守管理要領書
471	シャワー設備の維持管理要領書
472	処理済廃液の放出管理目標値に対する放出量等の管理要領書
473	屋外ユーティリティ配管点検要領書
474	KY 実施要領書
475	回転機器類の保守管理要領書
476	購入物品管理要領
477	請負契約の「その他仕様書に定めのない事項」に係る規則
478	液体処理課 査読会規則
479	LWSF 蒸気供給バルブの気密確認作業要領書
480	避雷設備の保守管理要領書
481	配管トレーナー内にある低放射性廃液配管への配管カバー等の取付け・サンプリング・点検要領書
482	施設定期自主検査要領書 塔槽類の健全性確認

No.	文書名
483	施設定期自主検査要領書 槽類換気系設備の健全性確認
484	施設定期自主検査要領書 消火・照明設備の健全性確認
485	施設定期自主検査要領書 ドリップトレイの健全性確認
486	施設定期自主検査要領書 漏えい液移送装置の健全性確認
487	施設定期自主検査要領書 スラッジ貯蔵場止水弁の作動試験